

幼児のインターネットとゲーム利用における ペアレンタルコントロールに関する調査研究

齋藤長行[†] 新垣円^{††} 坂元昂^{†††}

今日、インターネットやデジタルゲームの利用は広く家庭に浸透しており、幼児においても身近に触れる情報機器となりつつある。しかし、幼児がこれらの情報機器を利用することは、有害情報に接する危険が伴うことになる。

本研究では、幼児のインターネット及びゲームの利用に対する保護者の対応、有害情報に対する認識及び、安全対策としてのフィルタリングの利用状況についての調査研究を行う。

Research on the Parental Control in the Infant's Internet and Game use

Nagayuki Saito[†] Madoka Aragaki^{††} Takashi Sakamoto^{†††}

Recently, use of the internet and digital games has widely spread through home, and they are becoming familiar information devices for infants. However, if the infants use these information devices, they might see harmful information.

A web survey was given about the situation of guardian's parental control of internet and games, their cognition of harmful materials, and their use of the filtering systems.

1. はじめに

今日インターネットは、我々の日常生活のあらゆる場面で利用される情報源となっている。総務省(2008)の調査によれば、我が国のインターネット利用者数は9,091万人にのぼり、人口普及率は75.3%に達している。一方、家庭用ゲーム機においてもその利用は広がっており、コンピュータエンターテインメント協会(2008)の調査によれば、家庭用ゲームの利用者数は3,739万人であり、人口普及率は31%となっている。

このインターネットおよびゲームiの利用は、成人や青年にとどまらずに、幼児にまで広がっている。特にゲームに関しては、現代の幼児の保護者は、幼少時にゲームを利用して育った世代でもあり、そのような家庭においては日常的な娯楽としてゲームが利用されている。

しかしながら、幼児がインターネットやゲームを利用することは、その利用により幼児に悪い影響が及ぼされるリスクもあると言えよう。例えば、インターネットやゲームの利用により、発達段階にそぐわない画像を閲覧してしまう危険がある。また長時間の利用が日常的に行われているのであれば、幼児の健康へ悪影響が出ることが推測される。

今日において、インターネットやゲームの利用による子どもへの悪影響や、有害情報への接触などの社会的な問題は、主に小学校中学年以降の問題として表面化している。しかし、家庭でインターネットやゲームが常時利用されている生活環境においては、幼児がそれらに接触することへの考慮が必要になると言えるであろう。

本研究では、幼児のインターネットやゲームの利用において、保護者がペアレンタルコントロールについてどのような意識を持ち、どのようにペアレンタルコントロールを行っているのかについての調査及び分析を行う。さらに、その調査研究を基に、現状のペアレンタルコントロールの問題点を明らかにして行く。

2. 本問題における先行調査研究

本調査研究は、先行の調査研究を踏まえたくて実施した。参照した調査研究としては、国際的な取組みとして調査研究を行っているEUの事例及び、国家的な政策に基づき調査研究を行い、その調査結果を基に本問題の政策の決定を行っている英国の

[†] 青山学院大学総合研究所 eラーニング人材育成研究センター / 東京未来大学
Aoyama Gakuin University Research Center for e-Learning Professional Competency, Tokyo Future University,

^{††} 青山学院大学ヒューマン・イノベーション研究センター
Aoyama Gakuin University Human Innovation Research Center,

^{†††} 東京未来大学
Tokyo Future University,

i 本稿ではゲームを家庭用のデジタルゲーム機と定義する。

事例を調査した。さらにその後、米国と我が国の先行調査研究についてみて行くことにする。

2.1 EUにおける先行研究

EUではSafer Internet Programの政策の一環として、EU加盟国におけるインターネット利用に関する調査が継続的に行われている。2003年、2004年には子どもを対象とした量的調査が行われている。2005年、2007年にはインターネット利用に関する質的調査が行われている。さらに2008年の調査である、Flash Eurobarometer248(2008)では、ペアレンタルコントロールをテーマに保護者に対する量的調査が行われているii。

これらの調査研究結果は、Safer Internet Programの施策に反映されており、情報リテラシー及びモラルの普及啓発活動を行うInSafeや、有害情報に対するホットラインであるINHOPEへの活動のための基礎資料となっている。

2.2 英国における先行研究

英国では2007年9月のブラウン首相の要請により、子どものインターネットとゲーム利用に関する質的調査が行われている(Byron2008)。この調査報告を受けて、安全対策に取組む協議会であるUK Council on Child Internet Safety(UKCCIS)が設立されており、子どもと保護者に向けたインターネットの安全利用への啓発活動が行われている。また、業界団体に対しては“Code of Practice”という自主規制的な行動規範を定め、フィルタリングサービスの改善が必要であることを指摘している。また、英国情報通信局(Office of Communications)は、2008年3月に“Ofcom’s Response to the Byron Review”を公表し、青少年と保護者の両者によるメディアリテラシーの向上及び、関連業界団体による自主規制の推進が重要であることを指摘している。このように英国では、政府の要請により行われた研究調査をもとに、政府の政策及び民間の取組が行われている。

2.3 米国における先行研究

米国においてはPew Internet & American Life Projectによる子どもと保護者を対象

ii Flash Eurobarometer248(2008)では6歳～17歳の子どもの保護者を対象に調査が行われている。この調査において家庭におけるフィルタリング導入に関する結果が行われており、家庭で頻繁にインターネットを利用する保護者のフィルタリング導入率は53%であり、たまに利用する保護者は44%であり、まったく利用していない保護者は24%という結果が公表されている。自分では家庭でインターネットを利用しない保護者でさえも24%の保護者がフィルタリングを導入しているという事実は特記すべき点だと言えよう。

としたアンケート調査が行われている。2000年の調査では子どものインターネットの利用実態について、2004年は子どものインターネットの利用における安全対策に関する課題について検討されており、2006年及び2007年には子どものインターネットの活用として、インターネット利用の正の側面について調査が行われている。

2.4 日本における先行研究

我が国においては、2002年に東京都生活文化局によって小中高生とその保護者を対象とした調査が行われている。本調査では、インターネット、携帯電話等の各メディアの利用状況に加えて、日常の人間関係や規範意識についての調査が行われている。また2007年には内閣府による調査が子どもと保護者を対象に行われている。この調査においてはCGMサイトiiiの利用実態、フィルタリングに関する認識、人間関係、社会活動についての調査が行われている。また、保護者に対しては子どもがインターネットを利用することに対する意識と家庭でのルール作りについての調査が行われている。

以上、我が国および諸外国における子どものインターネットおよびゲームに関する先行調査研究についてみてきた。しかしながら、国内外ともに、幼児のインターネット及びゲーム利用に関するペアレンタルコントロールの調査研究は例を見ない。このことから、本調査研究を行うことの意義があると言える。

3. 調査研究の実施

本調査研究では、インターネットとゲームを幼児と一緒に利用している保護者のペアレンタルコントロールの実践状況について調査を行った。被験者を確定するために、第1段階としてインターネットとゲームを幼児と一緒に利用する保護者を抽出するための予備調査を行った。

3.1 予備調査の実施

予備調査は以下にあげる内容で実施した。

調査地域：全国

調査方法：インターネットによるアンケート調査

調査実施期間：2009年10月30日～11月2日

iii 利用者自らが情報を生成するサイト、SNS、ブログ等

調査対象者：8,355 人の未就学児の保護者
保護者の年齢層：20代～50代

予備調査から、幼児と一緒にインターネットとゲームを利用する保護者 1,330 人を抽出した。

予備調査の主な結果としては、週に1回以上幼児と一緒にインターネットを利用する保護者は23.3%であり、週に1回以上一人でインターネットを利用する幼児は16.7%であった。

	n(TOTAL)	週に5日以上	週に3～4日	週に1～2日	月に2～3日	月に1日	2～3か月に1日	半年に1日以下	利用していない
幼児一人で利用	8355 100.0	267 3.2	327 3.9	799 9.6	479 5.7	237 2.8	155 1.9	78 0.9	6013 72.0
幼児と一緒に利用	8355 100.0	284 3.4	315 3.8	1346 16.1	952 11.4	637 7.6	399 4.8	198 2.4	4224 50.6

表1：幼児と保護者のインターネットの利用頻度

一方、ゲームの利用に関しては、週に1回以上子どもと保護者が一緒にゲームを利用する保護者は据置き型で11.9%であり、携帯型で11.2%であった。また、週に1回以上一人でゲームを利用する幼児は、据置き型で18.8%であり、携帯型で27.0%という結果がでた。このことから、ゲームは幼児が一人で利用している割合が高く、携帯型ゲームにおいてその傾向はさらに高いと言える。

	n(TOTAL)	週に5日以上	週に3～4日	週に1～2日	月に2～3日	月に1日	2～3か月に1日	半年に1日以下	利用していない
【携帯型】幼児一人で利用	8355 100.0	817 9.8	615 7.4	820 9.8	385 4.6	186 2.2	117 1.4	84 1.0	5331 63.8
【据置き型】幼児一人で利用	8355 100.0	337 4.0	429 5.1	809 9.7	528 6.3	283 3.4	169 2.0	119 1.4	5681 68.0
【携帯型】幼児と一緒に利用	8355 100.0	186 2.2	209 2.5	546 6.5	406 4.9	260 3.1	161 1.9	145 1.7	6442 77.1
【据置き型】幼児と一緒に利用	8355 100.0	109 1.3	207 2.5	674 8.1	591 7.1	414 5.0	288 3.4	210 2.5	5862 70.2

表2：幼児と保護者のゲームの利用頻度

3.2 本調査の実施

予備調査で抽出されたインターネットとゲームを子どもと一緒に利用する 1,330 人の保護者を対象に本調査を行った。本調査の内容は以下になる。

調査地域：全国

調査方法：インターネットによるアンケート調査

調査実施期間：2009年11月5日～11月6日

調査対象者：インターネットとゲームを子どもと一緒に利用する未就学児の保護者
保護者の年齢層：20代～50代

調査対象者：1,330s

有効回答数：1,092s

回答完了数：1137s

回答回収率：85.5%

質問数：30問

3.3 本調査の主要な結果

本調査から得られた主要な集計結果について述べる。最初に幼児が使用するパソコンへのフィルタリングの導入割合であるが、フィルタリングを導入している保護者は、全体の13.9%と非常に低い。この状況において、6歳男児の保護者は20.0%であり、5歳男児の保護者は17.5%という結果となった。女児よりも男児の保護者の方がフィルタリングを導入しており、年齢が高くなるほどフィルタリングを導入している。

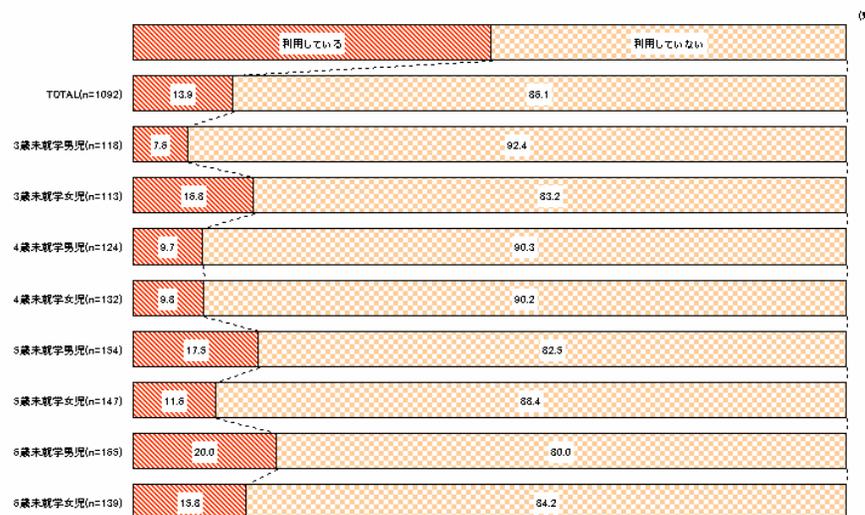


図1：幼児が使用するコンピュータへのフィルタリングの導入率

次に、フィルタリングを利用していない保護者に、なぜフィルタリングを利用しないかについて質問したところ（複数回答）、「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者が46.8%という結果となった。また他の理由としては、「フィルタリングとはどういうものかについて知らないから」が19.3%であり、「フィルタリングソフトの設定方法が分からないから」が18.3%であり、「フィルタリングソフトの入手先が分からないから」が17.1%であった。このことから、幼児の保護者においては、自分で幼児を守るという意識が高いことがわかった。しかしながら、フィルタリングについての知識や、入手方法や設定方法が分からないという結果を考慮すると、フィルタリングを提供しているインターネット関連企業による、フィルタリングの利用促進に向けた広報活動をより一層進めていく必要があると言える。

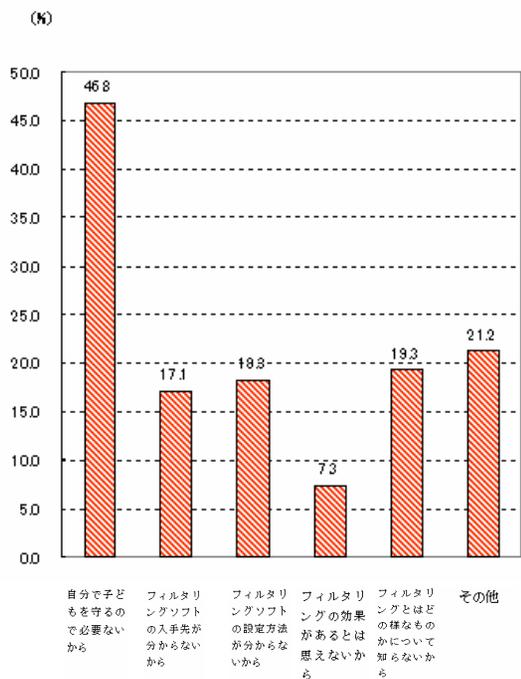


図2：フィルタリングを導入しない理由（n：940，複数回答可）

また、ゲームについての調査結果では、幼児がゲームを利用することで悪い影響があったかについての質問では、全体で15.6%の保護者が「悪い影響があった」と回答した。特に6歳男児の保護者（23.6%）と5歳男児の保護者（22.7%）は、女児の保護者よりも悪影響を感じており、他の年齢の保護者よりも同様に悪影響を感じている結果となった。

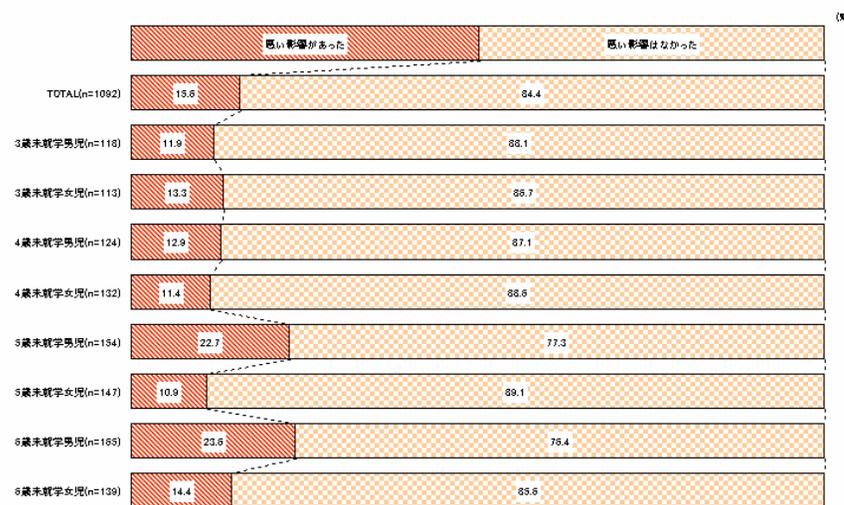


図3：幼児がゲームを利用することで悪い影響があったかについての質問

一方、幼児がゲームを利用することで良い影響があったかについての質問では、全体で45.1%の保護者が「良い影響があった」と回答した。特に、良い影響においては悪い影響に比べ、性差や年齢差によるデータの開きが少ない結果となった。良い影響に関する自由回答では「ゲーム遊びをとおして文字や数字を覚えた」、「父親と触れ合う時間が増えた」等の回答があった。

このことから、幼児の保護者は、ゲーム利用による正の影響を感じているが、年齢が高くなるにつれ負の影響も感じていることから、幼児が成長していく段階に応じたペアレンタルコントロールが必要となると言えよう。

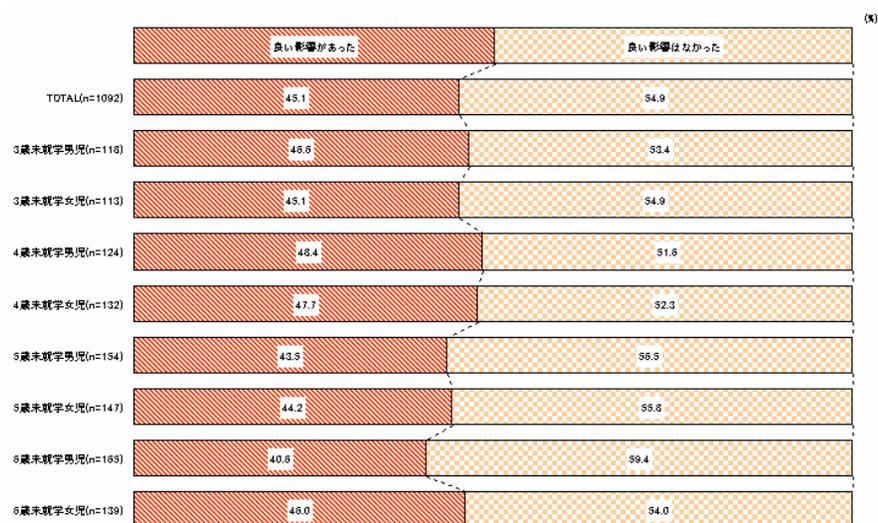


図4：幼児がゲームを利用することで悪い影響があったかについての質問

4. 調査データの分析

先のクロス集計の結果を踏まえて、さらに以下の要因について分析を行った。

A：保護者の行動と子供の行動

保護者のインターネット使用頻度が高いほど、子のインターネット使用頻度が高く、同様のことがゲームにも言えるかについて検証する。

B：インターネット利用行動とゲーム利用行動

インターネット利用行動とゲーム利用行動は相関が高いことを検証し、インターネット利用時のペアレンタルコントロールとゲーム使用時のペアレンタルコントロールを一緒に行えるかどうかを検討する。

C：フィルタリングソフト使用の動機づけの検討

保護者がインターネットの危険性を認識していることがフィルタリングソフト使用に結びついているかについて検証する。

D：子どものインターネットとゲーム使用に対する保護者の対応行動

インターネットにおいてペアレンタルコントロールを行う保護者はゲームにおいて

も同様のペアレンタルコントロールを行っているかについて検証する。

E：フィルタリングを利用している保護者と利用していない保護者の子どものインターネット利用時の行動

フィルタリングを利用している保護者と利用していない保護者は、子どもがインターネットを利用している際にどのような行動をとっているかについて検証する。

F：「自分で子どもを守る」と答えた保護者の行動

フィルタリングソフト未利用の保護者において、その理由を「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者が実際にどのようなペアレンタルコントロールを行っているかについての検証を行う。

A：保護者の行動と子供の行動

保護者のインターネット使用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）と幼児にインターネット利用を許している時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）との相関係数を調べたところ、Spearmanのローは0.09となり、わずかな正の相関が見られた。強い相関が見られなかった理由として、幼児の利用時間は「制限を設けていない」を削除すると、1「1時間未満」、2「1時間程度」の間に96.4%のデータが集中していたためだと考えられる。

一方、保護者のゲーム利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）と幼児のゲーム利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）のSpearmanのローは0.23となり、弱い正の相関が見られた。保護者子の間ではインターネットの利用時間よりもゲームの利用時間の相関の方が高いことが明らかになった。

B：インターネット利用行動とゲーム利用行動

幼児のインターネット利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）と幼児のゲーム利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）との相関係数を調べたところ、Spearmanのローは0.30となり、弱い正の相関が見られた。このことから、インターネット利用行動とゲーム利用行動は相関があり、インターネット利用時のペアレンタルコントロールと、ゲーム利用時のペアレンタルコントロールを同時に行える可能性があると考えられた。

一方、保護者のインターネット利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）と保護者のゲーム利用時間（1「1時間未満」～7「3時間より長く」）との相関係数を調べたところ、Spearmanのローは0.21となり、弱い正の相関が見られた。このことから、保護者よりも幼児のインターネット利用行動とゲーム利用行動は相関が高いことがわかった。

C：フィルタリングソフト使用の動機づけの検討

保護者がインターネットで幼児が性的なシーンを見てしまうことを心配している群と心配していない群を2群に分け、フィルタリング利用状況との関係を見た結果、心配している群の方がフィルタリングソフトを有意に多く利用していることがわかった。(Fisherのexact test p=0.01)

性的シーンをみること

	フィルタリング使用		フィルタリング未使用		計	
	度数	%	度数	%	度数	%
悪影響 心配している	119	15.7	639	84.3	758	100.0
悪影響 心配していない	33	9.9	301	90.1	334	100.0
計	152	13.9	940	86.1	1092	100.0

同様に、暴力的シーンを見てしまうことを心配している群の方がフィルタリングソフトを有意に多く利用していることがわかった。(Fisherのexact test p=0.02)

暴力的シーンをみること

	フィルタリング使用		フィルタリング未使用		計	
	度数	%	度数	%	度数	%
悪影響 心配している	121	15.5	658	84.5	779	100.0
悪影響 心配していない	31	9.9	282	90.1	313	100.0
計	152	13.9	940	86.1	1092	100.0

一方、インターネット利用の身体への悪影響や精神への悪影響については心配している群と心配していない群でフィルタリングソフト利用に関し有意な差は見られなかった。(Fisherのexact test p=0.27, p=0.06)

身体的悪影響

	フィルタリング使用		フィルタリング未使用		計	
	度数	%	度数	%	度数	%
悪影響 心配している	134	14.4	795	85.6	929	100.0
悪影響 心配していない	18	11.0	145	89.0	163	100.0
計	152	13.9	940	86.1	1092	100.0

精神的悪影響

	フィルタリング使用		フィルタリング未使用		計	
	度数	%	度数	%	度数	%
悪影響 心配している	132	14.9	753	85.1	885	100.0
悪影響 心配していない	20	9.7	187	90.3	207	100.0
計	152	13.9	940	86.1	1092	100.0

D：子どものインターネットとゲーム使用に対する保護者の対応行動

保護者がインターネットで何をしていたか尋ねる行動(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、

3「たまに」、4「一度もない」と、どのようなゲームで遊んでいたか尋ねる行動(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、3「たまに」、4「一度もない」)の相関を調べたところ、Spearmanのローは0.51となり、中程度の正の相関がみられた。

子供がインターネットをしているときに近くにいる保護者の行動と(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、3「たまに」、4「一度もない」と、子供がゲームをしているときに近くにいる保護者の行動(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、3「たまに」、4「一度もない」)の相関を調べたところ、Spearmanのローは0.48となり、中程度の正の相関がみられた。

子供がインターネットをしているときに隣に座っている保護者の行動と(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、3「たまに」、4「一度もない」と、子供がゲームをしているときに隣に座っている保護者の行動(1「毎回必ず」、2「頻繁に」、3「たまに」、4「一度もない」)の相関を調べたところ、Spearmanのローは0.53となり、中程度の正の相関がみられた。

このことから、子供のインターネット使用時とゲーム使用時の保護者の対応は似ていることがわかった。

E：フィルタリングを利用している保護者と利用していない保護者の子どものインターネット利用時の行動

フィルタリングを利用している保護者と利用していない保護者のインターネット利用時の行動について、「インターネットで何をしていたか尋ねる」と、「インターネットをしているときに隣に座っている」で有意な差が見られた(二乗検定,各p<0.01, p<0.01)。

このことから、フィルタリングを利用している保護者は、幼児の安全利用への意識が高く、フィルタリングだけに頼らずに、自らが主体的にペアレンタルコントロールを行っていることがわかった。

インターネットで何をしていたか尋ねる

		毎回必ず	頻繁に	たまに	一度もない	合計
		フィルタリング使用	度数	70	28	37
	%	46.1	18.4	24.3	11.2	100.0
フィルタリング未使用	度数	366	125	213	236	940
	%	38.9	13.3	22.7	25.1	100.0
合計	度数	436	153	250	253	1092
	%	39.9	14.0	22.9	23.2	100.0

インターネットをしているときは隣に座っている

		毎回必ず		頻繁に		たまに		一度もない		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
フィルタリング使用	度数	50		19		28		55		152	
	%	32.9		12.5		18.4		36.2		100.0	
フィルタリング未使用	度数	212		63		131		534		940	
	%	22.6		6.7		13.9		56.8		100.0	
合計	度数	262		82		159		589		1092	
	%	24.0		7.5		14.6		53.9		100.0	

F:「自分で子どもを守る」と答えた保護者の行動

フィルタリングソフトを使っていないと回答した940名のうち、その理由を「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者440名とそう答えなかった500名で、実際のインターネット使用時の行動を比較した。

その結果「近くにいるようにしている」で有意な差が見られ(二乗検定 $p < 0.001$)、「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者の方が毎回必ず近くにいるようにしている割合が高かった。

		毎回必ず		頻繁に		たまに		一度もない		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
自分で子どもを守る	いいえ	274	54.8	119	23.8	92	18.4	15	3.0	500	100.0
	はい	323	73.4	80	18.2	31	7.0	6	1.4	440	100.0
合計		597	63.5	199	21.2	123	13.1	21	2.2	940	100.0

同様に、「どのサイトを見ていたのか後でチェックする」においても有意な差が見られ(二乗検定 $p = 0.002$)、「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者の方が毎回必ずチェックする割合が高かった。

		毎回必ず		頻繁に		たまに		一度もない		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
自分で子どもを守る	いいえ	101	20.2	34	6.8	89	17.8	276	55.2	500	100.0
	はい	111	25.2	29	6.6	42	9.5	258	58.6	440	100.0
合計		212	22.6	63	6.7	131	13.9	534	56.8	940	100.0

また、「インターネットをしているときは隣に座っている」においても有意な差が見られ(二乗検定 $p < 0.001$)、「自分で子どもを守るので必要ないから」と回答した保護者の方が毎回必ず隣に座っているようにしている割合が高かった。

インターネットをしているときは隣に座っている

		毎回必ず		頻繁に		たまに		一度もない		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
自分で子どもを守る	いいえ	178	35.6	121	24.2	169	33.8	32	6.4	500	100.0
	はい	258	58.6	91	20.7	78	17.7	13	3.0	440	100.0
合計		436	46.4	212	22.6	247	26.3	45	4.8	940	100.0

5. 分析結果の考察

予備調査及びA～Fの分析の結果から、幼児がインターネットやゲームを安全に利用する上で検討すべき点を複数あげる。予備調査の結果から、携帯型のゲームを一人で使用している幼児の保護者に対して、ゲーム利用時の関与を促すことが重要と言える。分析B及びDの結果から、幼児のインターネット及びゲームの利用に関しての利用時間のルール決めは、合わせて行うことが有益と言える。分析C及びDの結果から、幼児がインターネットを利用して有害と思われるサイトを見ってしまうことに対してあまり危険を感じていない保護者への意識向上をどのように行っていくか検討することが重要であると言える。分析Eの結果から、幼児がインターネットを利用する際に関与が低い保護者に対して、どのようにフィルタリングソフトの利用を促していくかが重要と言える。分析Fの結果から、フィルタリングによる技術的な閲覧制限手段を利用せずに、幼児の安全利用に取り組んでいる保護者がいることは喜ばしいことではあるが、今後、幼児の年齢が増すにつれて、さまざまなwebサイトを閲覧するようになることと、保護者の関与にも限界があることから、フィルタリング利用を促すことと利用に際しての技術的・心理的障壁を取り除くことが必要となると言える。

以上あげた考察点に関しては、今回の調査結果の発表を機に、この議論を実践的な取り組みへと発展させ、幼稚園、保育園、地域や行政とも連携して、幼児のインターネットとゲームの安全利用環境作りにつなげて行くことが極めて重要であると言える。

6. まとめと今後の課題

本調査研究では、幼児のインターネットとの状況及びそれらへの保護者の関与行動が明にしてきた。その調査の中でフィルタリングの利用が進んでいないことが明らかになった。

しかし、フィルタリングの利用は保護者に対する努力義務として法律においても定

められているiv。幼児が発達していくにつれて保護者の関与が行きとどかなくなることを考えると、フィルタリングを利用することが望まれる。そのためには国、行政及び関係企業によるフィルタリング導入への情報の提供や、利用に際しての技術的な障壁を取り除く必要があると言える。

またゲームに関しては、本調査研究ではゲームに利用による幼児への悪影響よりも良い影響を実感している保護者の比率が高かった。この結果はゲームの教育利用の可能性を示唆していると言える。しかしながら、幼児が成長していく過程において、さまざまな種類のゲームを利用するようになることを考慮に入れば、保護者は子どもの発達段階に合ったゲームを買い与えるよう勤めることが重要になると言えるであろう。これらの課題については、次の研究課題として取り組んでいきたい。

謝辞

本調査研究は、日本学術振興会科学研究採択研究プロジェクト「幼児・児童における未来型能力育成システムならびに指導者育成システムの開発」の支援を受けることにより研究を行うことができた。この場を借りて感謝を表したい。

参考文献

- 1) マルチメディア振興センター(2009)『子どものオンライン・セイフティ向上の社会的メカニズム構築の比較分析』
- 2) マルチメディア振興センター(2008)『ネット利用におけるきづなに関する調査報告書』
- 3) 総務省(2008)『平成20年通信利用動向調査の結果(概要)』
- 4) コンピュータエンターテインメント協会(2008)『CESA一般生活者調査報告書』
- 5) 内閣府(2008)『第5回情報化社会と青少年に関する意識調査』
- 6) 田中絵麻, 山口仁(2008)「子どものネット利用実態と親子の意識に関する日米欧・財団調査結果」, 『ICT World Review』 Vol.1, pp.23-43
- 7) 中谷幸司(2008)「法令解説 青少年インターネット利用環境整備法の制定 - 青少年

が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」, 『時の法令』(1822) pp.29-39

- 8) Byron,T.(2008) “Safer Children a Digital World The Report of the Byron Review”, Department for Children, Schools and Families.
- 9) ISPA(2008)“Clear Ministerial Accountability, Resource Commitments and Joined Up Government for Online Safety”. http://www.ispa.org.uk/press_office/page_504.html (2010年2月5日確認)
- 10) Ofcom(2008) “Ofcom’s Response to the Byron Review”, Office of Communications.
- 11) Flash Eurobarometer 248 (2008): “Towards a safer use of the Internet for children in the EU – a parents’ perspective Analytical report”.
- 12) Lee Rainie(2008) “Teenagers’ online safety and literacy” Pew Internet Project. http://www.pewinternet.org/PPF/r/244/presentation_display.asp (2010年2月5日確認)
- 13) Qualitative Study(2007): “Safer Internet for Children - Qualitative Study in 29 European Summary Report”.
- 14) Special Eurobarometer (2005): “Safer Internet”.
- 15) Special Eurobarometer (2004): “Illegal and harmful content on the Internet”.

iv 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の六条では保護者の責務として、「保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進」に努めなければならないことが定められている。